平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求) 19.784百万円 → 24.205百万円

1 総合的な母子保健医療対策の充実

8. 168百万円

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

(1)子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(2) 妊産婦ケアセンター運営事業の実施

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助する。

(3) 不妊治療に対する支援

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成する(1回あたり15万円を年2回まで)とともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

2 小児慢性特定疾患対策の推進

11.464百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するととも に、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

3 未熟児養育医療等

3. 323百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実 (成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業 (仮称))

1.018百万円

少子化の流れを変えるための次世代育成支援施策を効果的な推進を図るため、「子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会」の基盤づくりを支援するための研究を実施する。

5 子どもの事故防止予防強化事業(新規)

次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)44、000百万円の内数

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

|6 乳幼児身体発育調査の実施|

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、乳幼児身体発育調査を 実施する。

平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度概算要求) 17,045百万円 → 18,448百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない 支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化ととも に、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) の推進 【次世代育成支援対策交付金】

○ 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報 提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の普及・推進を図る。

(2)養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育 士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の 普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

○ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に 養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図 る。
- (5)中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進
 - すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保 されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。
- (6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進
 - 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラム を開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

- (1)子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)の機能 強化【一部新規】 【次世代育成支援対策交付金】
 - 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 一時保護所等の体制強化 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】 在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの 対応等のため、一時保護所における教員・警察官○B等の配置を推進する。
- 一時保護所の環境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】 一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を 推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

○ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(4) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待·DV対策等総合支援事業】

○ 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援 センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を進める。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実(社会的養護体制の拡充)

(1) 家族再統合に向けた取組の強化

○ 虐待等により親子分離がなされたケースの家族再統合の強化を図るとともに、 児童相談所の保護者指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体 の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○ 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○ 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

○ 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

○ 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

「安心こども基金」を活用した社会的養護体制の拡充(平成21年度補正予算)

○ 退所者等の就業支援

児童養護施設の退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○ 生活向上のための環境改善

児童養護施設や一時保護所の生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。

○ 職員の研修

児童養護施設等の施設職員や児童相談に携わる職員等の資質向上のため、各種研修会への参加促進等を図る。

平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額)

(平成22年度概算要求額)

264, 745百万円 → 270, 430百万円

1. 社会的養護体制の拡充 |

82,221百万円→84,957百万円

(児童入所施設措置費(82,205百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

〇小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、 職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的 な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

〇里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里 親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

〇自立応援(支援)費の創設(新規)

児童養護施設等へ措置されている子どもの自立及び就業支援の一助として、普通自動車運転免許等の取得に係る費用の一部を支弁する。

○家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を 行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー) の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、 児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院に おいて配置の拡充を図る。

〇児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療 的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

〇地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供 や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援す る地域生活・自立支援事業(モデル事業)を引き続き実施する。

〇児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭 支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進 する。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、 親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難 となることがないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施す る。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒 障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小 規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

(次世代育成支援対策施設整備交付金(5,033百万円)の内数)

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充(平成21年度補正予算)

○児童養護施設の退所者等の就業支援

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい 職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

〇児童養護施設等の生活向上のための環境改善

老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、 児童相談体制の整備等を図るとともに、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地 域小規模児童養護施設等の新規設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために参加する研修を推進する。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

174, 306百万円→178, 022百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

9,550百万円

〇母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立 支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の 向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数) (ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

〇高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇ひとり親家庭対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

(職業安定局予算に計上)

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業 事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への 転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励 金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進 する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

〇職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の 実施 (職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援 事業 (9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の 分も含む)

○託児サービスを付加した委託訓練の推進

8 1 8 百万円

(職業能力開発局予算に計上)

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

〇母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

147百万円

(職業能力開発局予算に計上)

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育 訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併 せて託児サービスを提供する。

〇マザーズハローワーク事業の拡充

2, 474百万円

(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

-

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 168,472百万円

〇児童扶養手当

162.881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される 家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手 当を支給し、児童福祉の増進を図る。

〇母子寡婦福祉貸付金

5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経 済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際 に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資 金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

3. 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

4, 904百万円→5, 816百万円

○配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施

婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童のケア を行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

〇人身取引被害者支援体制強化のための婦人保護施設の機能の充実(新規)

婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者) の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費 を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省 雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求) 174,306百万円 → 178,022百万円

1 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保策等の推進

9.024百万円 → 9.550百万円

(1) 就業支援策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画を踏まえ、可能な限り就業による自立と生活の 向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行うことにより、地域における 母子家庭の母等の就業・自立支援策の充実を図る。

〇母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、 就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就 業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

〇母子家庭自立支援給付金事業

· 高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業 (3,651百万円)の内数)

• 自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座 修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇ひとり親家庭等対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうちの「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む) (職業安定局予算に計上)

○母子家庭の母等に対する職業訓練の実施

・職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教 育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職 業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

・託児サービスを付加した委託訓練の推進

8 1 8 百万円

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子ども の保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供す る。(職業能力開発局予算に計上)

・母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

147百万円

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

・準備講習付き職業訓練の実施

807百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

〇マザーズハローワーク事業の拡充

2. 474百万円

事業拠点の増設 (148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。(職業安定局予算に計上)

〇在宅就業の支援

15百万円

子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

(2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応 や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の 自立の支援を図る。

〇母子家庭等就業·自立支援事業 (再掲)

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取り決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。

また、平成22年度においては、養育費専門相談員による家庭裁判所等への同行支援を実施する。(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

(3) 子育て・生活支援策の推進

〇母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、 保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援 事業やその子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の 生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。

また、平成22年度においては、父子家庭をはじめとしたひとり親家庭に対する 育児や家事等に係る相談支援体制の強化充実を図る。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

〇子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

(次世代育成支援対策交付金(44、000百万円)の内数)

〇身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないよう、身元保証人を確保するための事業を推進する。 (児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

〇母子生活支援施設における支援

·特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要である ことから、母子指導員を加配する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

· 夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から施設における夜間警備体制を強化する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを 受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

•被虐待児受入加算

虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要であることから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

|2 自立を促進するための経済的支援 166,502百万円 → 168,472百万円

(1) 児童扶養手当

162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

(2) 母子寡婦福祉貸付金

5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援 を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

※ 平成21年度補正予算により行った、貸付利率の引下げ、貸し付け条件(連帯保証人要件の緩和等)の見直し等について、平成22年度においても引き続き実施。